



## 第二期成年後見制度利用促進基本計画の 策定について

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

副理事長(成年後見制度利用促進専門家会議委員) 西川 浩之

### 第1 第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）において、政府は成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）の策定を義務づけられており、平成29年3月に第一期の成年後見制度利用促進基本計画（以下「第一期基本計画」という。）を策定していたところ、第一期基本計画の対象期間は令和3年度までとなっていたことから、政府は、令和3年3月25日、令和4年度以降を対象期間とする新たな基本計画（以下「第二期基本計画」という。）を閣議決定した（注）。

### 第2 第二期基本計画の概要

第二期基本計画は、冒頭で、総論として「成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方」と「今後の施策の目標等」を掲げた上で、各論「成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策」として、次の事項を定めている。

#### 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実

#### 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化等

#### 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方 — 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加 —
- (2) 地域連携ネットワークの機能 — 個別支援と制度の運用・監督 —
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組 — 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり —
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

#### 4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

### 第3 第二期基本計画の特徴、第一期基本計画から変わった点等

#### 1 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

第二期基本計画では、成年後見制度の利用促進は、単に利用者の増加を目的とするのではなく、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものでなければならないと明確に記載し、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めることを冒頭に掲げている。

#### 2 制度の見直しへの言及

成年後見制度利用促進専門家会議が令和2年3月17日に公表した「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」には、「今後、こうした運用面における改善の状況や関連する他の制度の運用状況を踏まえつつ、必要に応じて、成年後見制度の在り方についても検討を行うべきである。」との記述があったが、第二期基本計画では、更に一步進んで「成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。」との記述が盛り込まれた。ここにいう「制度の見直しの検討」は、民法や任意後見契約に関する法律の改正の検討のほか、首長申立てや成年後見制度利用支援事業に関する規律の改正を含む公的な関与による後見の実施の検討、日常生活自立支援事業の実施体制の強化を含む総合的な権利擁護支援策の充実、例えば市町村の関与による生活支援等（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）のサービスの導入等の新たな仕組みの構築の検討等を意味している。

#### 3 苦情、報酬、報酬助成の見直しへの言及

第一期基本計画には、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」の項目中の「利用開始後における柔軟な対応」の箇所において、「今後、後見人の交代を柔軟に行うことを可能にする環境を整備するなどの方策を講ずる必要がある。」として後見人の交代への言及があったが、第二期基本計画においては、これに加えて、後見人に関する苦情等への適切な対応と報酬の在り方や報酬助成の制度の在り方について検討することが記載された。

#### 4 「チーム」→「権利擁護支援チーム」

第一期基本計画は、従来の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組みとしての「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を構築する必要があるとした上で、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構成要素として「チーム」、「協議会」及び「中核となる機関（中核機関）」を挙げていたが、第二期基本計画では、このうちの「チーム」を、「権利擁護支援チーム」と表記している。

#### 5 中核機関及び地域連携ネットワークの4機能 → 権利擁護支援を行う3つの場面

第一期基本計画は、中核機関及び地域連携ネットワークの機能を「広報」、「相談」、「成年後見制度利用促進（受任者調整等の支援、担い手の育成・支援、関連制度からのスムーズな移行）」及び「後見人支援」の4機能に整理していた。

第二期基本計画では、まず、地域において成年後見制度の利用を含む権利擁護支援を行う場面を、①「権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）」、②「成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から後見人等の選任まで）」及び③「成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）」の3つ（3つの場面）に整理した。

その上で、地域連携ネットワークの機能を、一方で、(ア)本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能と、(イ)その機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組とに大別し、(ア)の機能には、(a)福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能と、(b)家庭裁判所による成年後見制度の「運用・監督」機能があると整理した上で、上記の権利擁護支援を行う3つの場面に応じて、上記(ア)の個別事案における本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能につい



ては、(a)福祉・行政・法律専門職など多様な主体による「支援」機能として、①「権利擁護の相談支援」機能、②「権利擁護支援チームの形成支援」機能及び③「権利擁護支援チームの自立支援」機能があり、(b)家庭裁判所による「運用・監督」機能として、①「制度利用の案内」機能、②「適切な選任形態の判断」機能及び③「適切な後見事務の確保」機能があるものとして、整理し直している。そして上記(イ)の地域の体制づくりについては、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組として、『「共通理解の促進」の視点』、『「多様な主体の参画・活躍」の視点』及び『「機能強化のためのしくみづくり」の視点』を重視すべきことを、上記の3つの場面(①～③)ごとに例示している。

このような整理は、(i)第一期基本計画における「成年後見制度利用促進機能(受任者調整の支援等)」が、本来は、個別の事案における受任者調整だけでなく、その前提としての、(個別事案における)権利擁護支援チームの形成支援、更にはその前提としての、地域における多様な担い手の育成・支援や、関連制度からのスムーズな移行を実現するための体制整備の機能を意味していたにもかかわらず、単に、中核機関が個別の事案における後見人を決めればよいと、つまり、判断能力の低下により生活に課題が生じている本人を成年後見制度に繋げるためだけの仕組みであるかのように誤解する向きがあったこと、また、(ii)後見人の選任後も、必要に応じて、中核機関が中心になって個別事案における類型変更、保佐人等の権限の変更や交代(追加選任、監督人選任、事務分掌の定めの設定又は変更を含む)等の支援体制の変更の支援の場面においてコーディネート機能を発揮すること(そのために、地域において多様な人材を育成し、支援体制を整備すること)を期待した「後見人支援」機能が、中核機関にとっては、終わりのない(累積し続ける)重い負担(全ての事件についての網羅的・継続的な関与)を課すものであるかのように(しかも中核機関のみがそれを負担するものと)誤解される傾向があったため、考え方を整理し直し、表現振りを改めたものである。

## 6 都道府県の機能強化

市町村等に、成年後見支援センター等の中核機関のコーディネート機能を発揮する場としての「包括的」なネットワークの構築、すなわち権利擁護に関する様々な既存の仕組み(地域包括ケア、虐待防止等)や、地域共生社会の実現のための支援体制、社会福祉の推進などとの有機的な結びつきによる、多様な分野・主体との連携を求めるとともに、都道府県には、圏域などの複数市町村単位や都道府県単位の仕組みを重ね合わせた「多層的」なネットワークづくりを求めている。

(注) 成年後見制度の利用の促進に関する法律第12条は、成年後見制度利用促進基本計画の策定に関して次のとおり定めている。

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画(以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 成年後見制度の利用の促進に関する目標

二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

リーガルサポート会員数8,658名 / 全国司法書士会員数23,902名 入会率36%

支部別 会員数及び入会率一覧表

2022年4月1日現在

支部名	司法書士			司法書士法人			支部名	司法書士			司法書士法人		
	L S	司法書士会	入会率	L S	司法書士会	入会率		L S	司法書士会	入会率	L S	司法書士会	入会率
札幌	117	515	23%	0	18	0%	石川県	86	198	43%	2	3	67%
函館	10	36	28%	0	4	0%	富山県	58	151	38%	0	3	0%
旭川	26	72	36%	0	1	0%	大阪	842	2,449	34%	31	131	24%
釧路	11	79	14%	0	1	0%	京都	263	577	46%	11	27	41%
宮城	117	330	35%	4	14	29%	兵庫	501	1,044	48%	4	24	17%
ふくしま	83	270	31%	0	7	0%	奈良	85	209	41%	1	4	25%
山形	67	156	43%	0	0	-	滋賀	121	237	51%	1	11	9%
岩手	53	135	39%	4	8	50%	和歌山	48	166	29%	0	1	0%
秋田	58	110	53%	1	2	50%	広島県	238	532	45%	9	21	43%
青森	34	120	28%	2	5	40%	山口	59	228	26%	0	3	0%
東京	1,526	4,494	34%	67	280	24%	岡山県	138	372	37%	0	17	0%
神奈川県	476	1,235	39%	14	58	24%	鳥取	43	90	48%	0	3	0%
埼玉	331	931	36%	10	42	24%	しまね	10	105	10%	0	3	0%
千葉県	298	762	39%	3	38	8%	香川県	79	183	43%	0	2	0%
茨城	107	331	32%	0	3	0%	徳島	52	138	38%	0	5	0%
とちぎ	83	235	35%	2	6	33%	高知	58	113	51%	0	5	0%
群馬	127	300	42%	1	8	13%	えひめ	90	236	38%	1	8	13%
静岡	238	493	48%	14	24	58%	福岡	439	1018	43%	3	37	8%
山梨	51	132	39%	0	3	0%	佐賀	50	127	39%	1	10	10%
ながの	122	363	34%	4	5	80%	長崎	63	155	41%	0	5	0%
新潟県	102	293	35%	6	16	38%	大分	47	164	29%	0	5	0%
愛知	385	1,303	30%	9	74	12%	熊本	151	333	45%	2	15	13%
三重	88	241	37%	2	4	50%	鹿児島	140	317	44%	1	6	17%
岐阜県	103	327	31%	3	8	38%	宮崎県	69	159	43%	1	3	33%
福井県	37	121	31%	3	5	60%	沖縄	59	222	27%	2	9	22%
							合 計	8,439	22,907	37%	219	995	22%

\*リーガルサポートの会員数は、3月8日第7回理事会の日を基準としております。